

# 山梨県公報

第二千五百二二号

平成二十七年

四月十六日

木曜日

## 公告

山梨市落合字延命寺一四六番の二地先まで

四月十六日

### 目次

#### 告示

○自動車専用道路の指定……………二四九

#### 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………二四九

○公共測量の実施……………二五〇

○公共測量の終了(二件)……………二五〇

#### その他

○土地収用法施行令に基づく公示送達……………二五〇

## 告示

### 山梨県告示第百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年五月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十六日

山梨県知事 後藤 斎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 一四〇号
- 道路の区域

区

間

延長  
(メートル)

指定する期日

山梨市万力字寺ノ前七四八番の一地先から

四〇二・一

平成二十七年

### ●特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月十六日

山梨県知事 後藤 斎

一 申請のあった年月日 平成二十七年四月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ブラックタッピーズ

2 代表者の氏名 渡邊 淳

3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡西桂町小沼千六百七十八番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び近隣他地域の女子選手に及びジュニア選手に対して、アイスホッケーを楽しむ機会の提供及びアイスホッケー競技の普及・強化・推進する活動を行い、併せてアイスホッケーやスケートを通じた青少年の健全育成や地域貢献に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年四月七日から同年六月六日まで

### ●特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月十六日

山梨県知事 後藤 斎

一 申請のあった年月日 平成二十七年四月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人みつばのくろーばー
- 2 代表者の氏名 堀内 直也
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市相生二丁目五番三号三百五号室
- 4 定款に記載された目的  
この法人は、社会福祉を必要とするすべての人を対象として、社会福祉に関する事業を行い、誰もがかけがえのない存在として大切にされる社会を築くことを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年四月八日から同年六月七日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により北杜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル撮影 地図情報レベル千）
- 二 測量の地域 北杜市全域
- 三 測量の期間 平成二十七年四月八日から平成二十八年三月十五日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（水準測量）
- 二 測量の地域 甲府市の一部及び笛吹市の一部
- 三 測量の期間 平成二十六年十月十五日から平成二十七年三月五日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 甲府市の一部及び笛吹市の一部
- 三 測量の期間 平成二十六年十月十四日から平成二十七年三月十一日まで

その他

● 土地収用法施行令に基づく公示送達

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、山梨県収用委員会事務局（山梨県庁県土整備部県土整備総務課内）に保管してあるので、送達を受けるべき者にいつでも交付する。当該者が当該書類の交付を受けないときは、平成二十七年五月六日の終了をもってその書類の送達があつたものとみなされる。

平成二十七年四月十六日

山梨県収用委員会

会長 深 澤 一 郎

一 事件名

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（山梨県南巨摩郡南部町福土字坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

二 送達書の名称

土地収用法に基づく意見書の提出について

三 送達を受けるべき者

1 住所 不明

ただし、登記事項証明書上の住所は、山梨県大月市御太刀一丁目五番十六号

平井方

2 氏名 内藤善一

四 公示送達に係る土地の所在及び地番

山梨県南巨摩郡身延町一色字和田五千三百八十四番

五 公示送達に係る掲示の事実

1 掲示されている場所

2 山梨県庁東側掲示板  
掲示を始めた日

平成二十七年四月十六日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番